

行政常任委員会

平成 30 年 6 月 5 日（火）

午前 10 時 51 分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開会させていただきます。

先ほど当委員会に付託になりました議案第 37 号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございます。

○加藤市長　おはようございます。

議会におかれましては各種委員会が見直され、新たに発足されました第 1 回目の行政常任委員会に、議員の皆様には大変お忙しい中、開催をしていただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案第 38 号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてにつきまして所管課から説明いたさせますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○南委員長　ありがとうございます。

初めに申しおくれましたけれども、きょうは初めての行政常任委員会のスタートということで、特に市長、副市長にも御出席を賜りました。

なお、今後の当委員会への出席につきましては、当然委員の皆様から要請があれば議長を通して出席の要請をいたしますし、また、正副委員長と相談して必要があれば出席要請をしていただく考え方でおりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、水産農林課長、説明をお願いいたします。

○内山水産農林課長　それでは、議案第 38 号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について御説明させていただきます。

通知します。

それでは、資料の 1 ページをごらんください。

平成 29 年第 4 回尾鷲市市議会定例会で可決いただきました尾鷲市農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例におきまして、尾鷲市農業委員

会の定数が8名と決まりましたが、法律上、定数のうち過半数を認定農業者等が占めるようにしなければならないとされております。

しかし、尾鷲市のように農業者人口が少ないところにおいては、要件を満たすことが困難になることも考慮されるため、特例措置が設けられております。

特例措置の内容としましては、農業委員の定数のうち認定農業者等が過半数未満、4分の1以上の場合は市議会の同意、また、4分の1未満の場合は農林水産大臣の承認が必要となってきます。

今回、尾鷲市では、農業委員の予定者が8名のうち、認定農業者が2名でございました。そのため、特例措置の農業委員の定数のうち認定農業者等が過半数未満、4分の1以上の場合が適用となり、市議会の同意が必要となってきます。

次に、2番目の農業委員任命関係の時系列について説明させていただきます。

平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律が一部改正され、施行されております。内容としましては、農業委員の選出を公選制から市長による任命制に変更されております。また、農地利用最適化推進委員も新設されております。

同年、平成29年12月に、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を、平成29年第4回尾鷲市議会定例会において可決していただいております。

翌年、平成30年2月1日から3月2日までの30日間におきまして、尾鷲市農業委員の公募を行っております。応募の結果なんですけれども、一般応募が7名、団体推薦が1名でございます。推薦は尾鷲市開拓農業協同組合からございました。

平成30年6月、本議会なんですけれども、農業委員予定者の任命議案及び認定農業者過半数要件の議案を上程させていただいております。

同年、平成30年6月15日には、旧法による農業委員の任期が満了いたしまして、翌日16日から新法による農業委員の任期が開始いたします。

資料の2ページをごらんください。

尾鷲市農業委員会委員の予定者の一覧になってございます。1番から少し読ませていただきます。

1番、大川氏、2番、塩津氏、3番、早稲田氏、4番、野田氏、5番、黒氏、6番、野地氏、7番、高村氏、8番、船津氏、以上の8名でございます。また、認定農業者につきましては、3番の早稲田氏と8番の船津氏でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、御審議よろしくお願いたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

ただいまの付託議案の説明をいただきましたが、特に御質疑、御意見等のある方は御発言をお願いいたします。

○野田委員　　農業委員という方の基準というのはなかなかわかっていないものですから、ちょっと基本的なところで説明させていただきたいんですけれども、そもそも認定農業者とはどんな農業者を言うのかということをお教えいただけますか。

○内山水産農林課長　　認定農業者とは、意欲と能力のある農業者がみずから経営を計画的に改善するために農業経営改善計画を作成しまして、それが市に認められた者でございます。

その農業経営改善計画の内容といたしましては、経営改善の方向の概要ということで、事業所得目標の金額を定めるとか、年間労働時間を定めるとか、また、二つ目としましては、農業経営規模の拡大に関する目標を定めております。これは作付面積の拡大、生産量の増加、三つ目としましては生産方式の合理化に関する目標、四つ目としましては経営管理の合理化に関する目標ということで、これまで手書きで書かれておったのが、パソコンとか、簿記とかを導入していくというふうなことでございます。最後に、五つ目なんですけれども、農業従事者の形態などの改善に関する目標、このようなことを定めておりまして、これまでは収穫時期のパートから臨時雇用を導入するというふうな、このような内容でございます。

○野田委員　　どうもありがとうございます。

もう一点は、無という、該当の有無で、そういう人以外のこと無ということによろしいんですか、そういう認識で。予定者の一覧表のところですけども。

○内山水産農林課長　　無というのは、認定農業者じゃない方を示しております。

○南委員長　　それと、課長、農地利用最適化推進委員のほうもついでと言ったら何ですけども、参考までに、できたら簡単に説明をお願いいたします。

○内山水産農林課長　　法律が改正しまして、農地利用最適化推進委員も新設されております。これは、農業委員会が農地などの利用の最適の推進に熱意と識見を要する者を委嘱するものでございまして、今回、2名の方の応募がありました。

それで、今回、農業委員さん8名を承認いただければ、新たな農業委員会をもちまして、この2名の最適化推進委員をまた承認をいただくような手続の運びとなっております。

○南委員長　　農業委員会の中でこの2名の方を選任されるということですね。確認で。

- 内山水産農林課長 はい、そのとおりです。
- 南委員長 では、他にございませんか。
- 奥田委員 認定農業者等が過半数がいけないといけないということは、認定農業者はわかるんですけど、等というのはどの辺を含めるんですか。
- 内山水産農林課長 認定農業者等というのは、認定農業者に準ずる者ということで、一つは、昔、認定農業者であった方とか、それから、二つ目が認定農業者が行う耕作に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族、なので、奥さんとか子供さんとか。それと、三つ目が農業の経営または技術についてすぐれた知識、経験を有し、地域において指導的立場にある者として、地方公共団体から認められた農業者のことを指しております。
- 奥田委員 そうすると、かなり広いんですね、等ということを見ると。その割には8人のうち2人しかいないというのは少な過ぎる感じがするんですけど、その辺はどう理解したらええんやろうな。
- 内山水産農林課長 今回のこれは公募された方の承認をいただくということになっておりますので。
- 南委員長 認定農業者の方でしょう。認定農業者の説明をしてやってくれる、基本的から。

(「さっきした」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 違う、違う、さっきのと違うんだ、また。
- 内山水産農林課長 公募された方が、認定農業者の方が2名だったということなんです。
- 奥田委員 そうすると、結果的に公募された方が8人のうち2人しか認定農業者等に該当する人がいなかったということなんですね。
- 今後どうなんですか。これ、5年ですか、農業経営改善計画とかをつくらなあかんとか、いろいろありますよね、認定を受けるために。これ、兼業農家でも構わんのでしょうか。新しく農業をする人でも構わんわけですよ。
- だから、そういう意味ではもうちょっとおってもいいんじゃないかなという気がするんですけど、尾鷲市としてはどう考えておるの。こういう方を、認定者をふやしていくという考えはないんですか。やっぱり農業振興ということを考えてらどんどん認定していったらいいと思うんですけど、いかがですか。
- 内山水産農林課長 委員言われるとおり、まず、平成28年の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の選出において公選制を廃止しまして、

市長が市議会の同意を得て任命する方法に改められました。

それで、農業委員会の任命する要件としましては、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化を推進する事項など、職務を適切に行うことができる者とされております。また、農業委員は、認定農業者また農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断ができる者、また、女性、青年も積極的に登用することとなっております。

本市におきましては農業委員の方も高齢化が進んでおり、今回の改正においても少し若返ったとはいえ、まだまだ高齢化しております。このような状況の中で、今年度から新規就農される方がみえてきております。

今後、このようなさまざまな場面においてこのような方をバックアップしていきたいと考えており、認定農業者になれるように、また、県とともにこういうことも指導していきたいというふうに思っております。

○奥田委員　　ぜひ、これ、市の構想に合っておればいいというのか、市が認定するんでしょう。ですから、農業振興ということを考えたら、こういう農業委員の規制もあるわけですから、4分の1、少ないということもありますから、どんどんこういうのをやっていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

○南委員長　　課長、今現在、尾鷲市の認定農業者数というのは6名でよろしいんですか。

○内山水産農林課長　　はい、6名です。

○南委員長　　この6名のうち2名の方が今回ノミネートされたということですね。

○内山水産農林課長　　はい。

○南委員長　　じゃ、他にございませんか。

○野田委員　　今回補正予算で人材育成ということで150万の予算のほうも計上されているんですけども……。

○南委員長　　ちょっと待ってください、それは。

○野田委員　　それはまた別……。

○南委員長　　今回は議案38号だけの審査でございますので。きょうは、その他のほうはやりません。特に初日に提案されたということなので。皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それじゃ、執行部の方、退席をお願いいたします。

それでは、付託されました議案第38号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認

定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、採否の決定を行いたいと思います。

議案第38号に可決すべきものとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

以上で行政常任委員会を閉会いたします。

○濱中委員 わずかなことなんですけれども、この進行表って、ずっと紙で配られるんですか。

○南委員長 いえ、今回特別に配っていただきましたので、できる限りタブレットでお示しをいたします。済みませんでした。

終わります。

(午前11時07分 閉会)